

令和8年3月から

林野火災

注意報・警報

が発令されます

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて
林野火災の予防を目的とした運用を開始しました。



詳しくは磐田市消防本部の
ホームページをご覧ください。

磐田市消防イメージキャラクター

べっくん

©磐田消防

毎年1月1日から3月31日まで、林野火災注意報又は警報が発令された場合
対象区域での火の使用が制限されます。

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	林野火災の予防上注意が必要な気象状況となった場合	林野火災の予防上危険な気象状況となった場合
発令されると	指定区域での火の使用制限に従うよう 努めなければなりません。	指定区域での火の使用制限に 従わなければなりません。
	罰則のない努力義務	罰則のある義務
火の使用制限内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 山林、原野等において火入れをしないこと。 2. 煙火を消費しないこと。 3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。 5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。 6 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。 	

発令基準

林野火災【注意報】

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下 かつ 前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下 かつ 乾燥注意報が発表されたとき。

林野火災【警報】

上記の林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されたとき。

市民の皆さんへのお知らせ方法



磐田市消防本部のホームページに掲載するほか、消防車による巡回、消防公式SNS、市公式LINE等でお知らせします。

消防署への届出

火災と見間違えるような「煙」や「火」が出る行為を行う場合は、当該行為を行う前に管轄の消防署へ届出が必要になります。また、本届出により、林野火災警報発令中の火の使用制限が許可されるわけではありません。